

国指定大瀉草原鳥獸保護区
大瀉草原特別保護地区
指定計画書
(環境省案)

平成19年 月 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大湊草原特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大湊草原鳥獣保護地区のうち村道大湊西部線と村道大湊二号線の交点を起点とし、同所から村道大湊二号線を北進しA40 - A2排水路との交点に至り、同所から同排水路を東進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み村道大湊3号線との交点に至り、同所から同村道を西進し村道大湊西部線との交点に至り、同所から同村道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月 1日から平成29年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

大湊草原鳥獣保護区は、秋田県南秋田郡大湊村八郎湊干拓地の中央西部に位置し、草原及び承水路が大部分を占めている。草原区域は、ヨシ及びススキが占有する区域が大部分を占め、湖沼が点在しており、クロマツを主とする人工林も介在している。

さらに、当該干拓地は、地区外から流入してくる水を遮断するための承水路により周囲を囲まれた標高0m以下の区域であり、哺乳類が進入するには点在する橋を利用するしかないことから、鳥類にとって外敵である肉食哺乳類の侵入がほとんど見られないという特徴を有している。

このような自然環境を反映して、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧 B類のオオセッカの生息が確認されている。また、同じく絶滅危惧 B類の猛禽類であるチュウヒを始め、絶滅危惧 類のコジュリン等の繁殖も確認されている。承水路を含む湖沼部分では、天然記念物で絶滅危惧 類のヒシクイ、同じく天然記念物で準絶滅危惧種のマガン等のガン・カモ類を始め多くの水鳥類の生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、ヨシ・ススキを主とする草原部分は、オオセッカの生息に適しており、過去にオオセッカの繁殖が確認された区域である。近年その繁殖は確認されていないが、平成13、14年度に生息環境整備事業として、植生の刈り取り、表土はぎ取り等の生息環境改善を行ったところ、オオセッカの囀り、飛翔等の行動が再び確認されるようになってきた。また、当該区域はチュウヒの繁殖地としても重要な区域となっており、近年も繁殖つがいも確認されている。

このように、当該区域は、大湊草原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要が

ある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元N G O、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) オオセッカの生息状況調査を行うとともに、専門家の意見を踏まえ、オオセッカの安定的繁殖に向けた保全対策を行う。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 48 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 8 ha
 農耕地 ha
 水面 ha
 その他 40 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ha

地方公共団体有地 48 ha

{	都道府県有地	39 ha	{	制限林	ha	{	保安林	ha
				普通林	ha		砂防指定地	ha
			その他 39 ha				その他	ha
{	市町村有地	9 ha	{	制限林	5 ha	{	保安林	5 ha
				普通林	3 ha		砂防指定地	ha
				その他 1 ha			その他	ha

私有地 ha

公有水面 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha
		自然環境保全地域普通地区	ha
自然公園法による地域	ha	特別保護地区	ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha
文化財保護法による地域	ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、秋田県大潟村に所在し、同村総合中心地より西側に位置する低地である。

イ 地形、地質

当該区域は、食糧増産等を目的に干拓事業により作られた八郎潟干拓地内に位置し、標高0 m以下の低地部である。

ウ 植物相の概要

当該区域では、ヨシ及びススキが優占する場所が大部分を占め、その他にアゼスゲ及びウキヤガラの優占する場所が見られる。これらの他に構成種として顕著な種類は、ヤマアワ、チガヤ、イ、ヒカゲノカズラ等で、合計54科175種の維管束植物が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、オオセッカが年に数例目撃されているとともに、草原性のオオジュリン、コジュリン、猛禽類のチュウヒの繁殖が確認されている。

哺乳類としては、トウホクノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドイタチのほか、コウモリ目の一種、ネズミ科の一種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農耕地を含んでいないことから、農林水産物への被害は発生していない

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けたものに対しては通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札	21本
案内板	1基